

入札公告

郵送 条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び酒田市契約規則（平成17年規則第58号）第19条の規定に基づき公告する。

令和8年2月24日

酒田市長 矢口 明子

記

1. 入札に付する事項

- (1) 件名 車両の賃貸借（軽貨物）【長期継続契約】
- (2) 賃貸借場所 別添仕様書等による
- (3) 内容 別添仕様書等による
- (4) 契約期間 令和8年4月1日から令和15年10月31日まで
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
- (5) 賃貸借期間 令和8年11月1日から令和15年10月31日まで
- (6) 入札方法 **月額（2台）により行う**
入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

2. 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(1)の説明⇒法的な禁止措置を受けていないものをいう。

- (2) 酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(2)の説明⇒入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日）から入札日までの期間中のいずれの日においても指名停止を受けていないことをいう。）

- (3) 本告示日から入札参加資格確認申請書の提出期限の日までの間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（酒田市条件付き一般競争入札説明書（物品、役務、賃貸借）参照）

- (4) 本告示日の前日までに、酒田市契約規則（平成17年11月1日規則第58号）第27条第3項に規定する令和7・8年度の指名競争入札参加者登録簿において、【賃貸借】の【業種No. 201（賃貸借関係）・細目No. 2（自動車のリース・レンタル）】に記載されていること。

(4)の説明⇒令和7・8年度酒田市競争入札（見積）参加資格審査申請書を提出する際に、希望する業種に上記の業種を希望し、その内容が、本告示日の前日までに令和7・8年度の指名競争入札参加者登録簿に記載されていることをいう。

- (5) 酒田市内に本社又は営業所等を有すること。ただし、営業所等に関しては本社より入札に係る権限の委任を受けていること。

(5)の説明⇒本社に関しては、酒田市内に本社を有することが、本入札公告の前日までに令和7・8年度競争入札参加者登録簿に記載されていることをいう。営業所等に関しては、本社より入札に係る権限の委任が書面による委任状によってなされ、その内容が、本入札公告の前日までに令和7・8年度競争入札参加者登録簿に記載されていることをいう。

3. 入札参加資格確認申請

①入札に参加を希望する者は、申請書類を下記のとおり持参又は郵送し、入札参加資格確認の審査を受けなければならない

（ファクシミリ不可）。

②郵送による申請の場合は、返信用封筒（宛先を記入し、切手を貼る）を同封すること。

③入札参加資格の審査は、申請書の提出期限日を基準日とする。

- (1) 申請期間 令和8年2月24日（火）から令和8年3月4日（水）正午まで

（土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで。ただし、申請最終日は正午まで。）

- (2) 申請場所 酒田市上下水道部管理課（酒田市総務部契約検査課内（市役所2階））

酒田市本町二丁目2番45号（電話 0234-26-5708）

- (3) 申請書及び添付書類 ①一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1号）

②同上申請書の写し（受領証用）

③同等品で応札する場合は「同等品協議書」の写し

※令和8年3月3日（火）正午まで発注担当部に「同等品協議書」及び現物等を提出し、確認を受けてください。費用は申請者の負担とする。

⇒ 資格確認結果は、令和8年3月4日（水）までに通知します。申請したにもかかわらず万一通知が届かない場合は令和8年3月5日（木）正午までに連絡ください。

- (4) 留意事項
- ※ 申請期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
 - ※ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
 - ※ 本告示で指定された期日までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は本入札に参加することができない。
 - ※ 入札参加資格が無いと認められた者は、任意の書面により契約検査課長に対してその理由の説明を通知日の翌日（土日祝日を除く）の正午までに書面により求めることができる。（郵送及びファクシミリ不可。）この場合、説明を求めた者に対して2日以内（土日祝日を除く）に書面により回答する。

4. 入札条件、入札説明書及び仕様書等の閲覧期間及び場所

- (1) 閲覧期間 **令和8年2月24日（火）から令和8年3月13日（金）正午まで**
(2) 閲覧場所 市ホームページからダウンロード

5. 仕様書に関する質問等

- (1) 質問方法 本入札に参加しようとする者が仕様書に関し質問がある場合は、上下水道部管理課（酒田市総務部契約検査課内）に「質問書」（別紙様式4号）により、メール、ファクシミリ又は持参で令和8年3月3日（火）正午まで提出すること（電話不可）
- (2) 回答方法 (1)による質問に対する回答は、質問者及び入札参加資格確認申請者全員に原則メールにより行う。なお、メールによる回答は、酒田市競争入札（見積）参加資格審査申請書に記載されたメールアドレスへ送付する。

6. 入札書の送達 **（配達指定日） 令和8年3月13日（金）**

7. 開札の日時、場所

- (1) 開札日時 **令和8年3月16日（月） 午前9時00分**
(2) 開札場所 **201会議室（市役所2階）**

8. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
(2) 契約保証金 免除

9. その他

- (1) 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、その他酒田市契約規則第17条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 申請書類等 本入札は、「酒田市条件付き一般競争入札説明書（物品、役務、賃貸借）」に基づき実施する。条件付き一般競争入札についての関係書式「入札参加資格確認申請書」、「入札書」、「委任状」、「質問書」等は、酒田市のホームページからダウンロードするものとする。
- (3) 契約書作成 この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (4) 入札の説明 入札の説明については「酒田市条件付き一般競争入札説明書（物品、役務、賃貸借）」「入札条件」「郵送入札実施要領」によるものとする。（必ず熟読すること。）
条件付き一般競争入札についての「入札参加資格確認申請書」、「酒田市条件付き一般競争入札説明書（物品、役務、賃貸借）」、郵送入札についての「郵送入札実施要領」は、酒田市のホームページに掲載されています。
- (5) 担当部局等
- ① 契約に関する事務を担当する部局
酒田市上下水道部管理課（酒田市総務部契約検査課内（市役所2階））
酒田市本町二丁目2番45号（電話 0234-26-5708）
（FAX 0234-26-5738）
（メール）keiyaku@city.sakata.lg.jp
 - ② 仕様書に関する事務を担当する部局
酒田市上下水道部管理課
酒田市末広町14番14号（電話 0234-22-1814）
（FAX 0234-22-2701）